

日弁連総第69号
2019年（平成31年）2月1日

法務大臣 山下 貴 司 殿

日本弁護士連合会
会長 菊 地 裕太郎

裁判所構内での接見について刑事施設職員が立会いを求める
などして弁護人と被告人との接見を妨害した事案の国家賠償
請求訴訟判決に基づく申入書

第1 申入れの趣旨

当連合会は、国が全ての刑事施設に対して、鳥取地方裁判所平成30年11月26日判決の内容及び事案の概要を通知し、もって、今後の裁判所構内での接見において、刑事施設職員が裁判所の接見指定の内容を遵守し、弁護人と被告人との接見交通権を侵害しないように指導・監督を徹底するよう求める。

第2 申入れの理由

1 本事案の概要は、以下のとおりである。

平成28年11月4日、鳥取地方裁判所倉吉支部の裁判官は、同日判決を言い渡した刑事事件の被告人と同人の弁護人との接見について、日時及び時間を判決宣告期日終了後10分程度、接見場所を勾留質問室とする旨指定した。同庁舎の勾留質問室は、アクリル板等の面会の相手方との間を仕切る設備を備えていなかった。鳥取刑務所刑務官らは、逃走、物の授受及び弁護人への暴行がなされるおそれがあることなどを理由に、接見への立会いを要求した。担当裁判官が、刑務官らに対して、弁護人との接見を指定していること、勾留質問室は逃走されるような構造ではないこと、裁判官から弁護人に対し物の授受をしないよう申し入れること、授受があったかどうかは後に確認できること、被告人の粗暴行為があっても弁護人の自己責任であること、裁判所法上の施設管理権と刑事訴訟法に基づいた判断であることなどを説明した。しかし、刑務官らは刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づき戒護上の支障を根拠として立会いを求め続け、これを弁護人が拒否したところ、接見をさせずに被告人を刑務所に連れて帰った。このため、弁護人は接見交

通権の侵害を理由として、国を被告として国家賠償請求訴訟を提起した。

- 2 平成30年11月26日、鳥取地方裁判所は、刑務官らの対応を被告人及び弁護人の接見交通権を侵害し違法とする旨判示した。すなわち、①接見交通権は弁護人の固有権の最も重要なものの一つである、②裁判所が、裁判所構内において接見を指定する場合、立会人なしの接見を意味するから、接見の場に立会人を置くという方法を用いることは刑事訴訟法39条2項に定める法令の根拠を欠き許されない、③裁判所構内における接見指定がなされた場合、被収容者の戒護を担当する刑務官らは、その被収容者及び弁護人等に対する職務上の法的義務として、接見指定に係る接見が行われるよう配慮すべき義務を負う、④刑務官らが、弁護人と被告人とを接見をさせることなく、刑務所に被告人を連れ帰り接見の実施を妨げ、上記職務上の法的義務に違背したとするものである。同判決に対して控訴はなく確定した。
- 3 接見交通権は、刑事弁護で最も重要な権利として憲法上保障された権利である（最高裁判所平成11年3月24日大法廷判決参照）。刑務官らが接見をさせずに刑務所に被告人を連れ帰った行為は法律的な根拠はなく、侵害態様が悪質である。判決直後の構内接見は、判決を受けて動揺したり不安を覚えている被告人に判決内容を説明する貴重な機会である。本件ではこれを妨害されたことにより、接見を期待していた被告人と弁護人との間の信頼関係に悪影響が生じた可能性がある。刑務官らが裁判所の接見指定権限を実質的に侵害している点でも問題である。
- 4 刑務官らは、法的に適正な手続を経ることなく、裁判所の接見指定を無視し、弁護人の同意もなく被告人を連れ帰ることによって、弁護人の接見交通権を侵害した。このことは、刑事施設職員が、憲法、刑事訴訟法、刑事訴訟規則、裁判所法、刑事収容施設法などの法律を適切に理解していなかったことも原因であると考えられることから、本申入れを契機に、全ての刑事施設職員が法的な理解を深めることが必要である。
よって、趣旨記載のとおり申し入れる。

以上